



ネット署名も  
やっています！

# 戦争か平和か ———— 「正しい判断」を得るために

安保法制の違憲判断を求めて署名を実施中  
長野地裁にあなたの声を届けてください

署名の締め切りは5月16日（日）

## 未来の子どもたちに戦争のない日本を残すために

私たちは、2015年に安倍政権が強行採決で成立させてしまった法律「安保法制（アメリカ等の国が攻撃された時、日本がアメリカ等と共に戦争する）」は、「憲法9条に違反し、私たちの平和に生きる権利と国民投票に参加する権利を侵害している」という訴えを、2016年に長野地方裁判所に出し、5年間362人で闘ってきました。

全国でも同様の25の訴訟が起き、延べ7699人が闘っています。現在、9つの裁判所で判決が下りましたが、どの裁判所も「憲法に違反するか、しないか」という一番判断してほしいことから逃げています。「裁判官はその良心に従い、独立して職権を行い、憲法および法律にのみ拘束される（憲法 76条3

項）」と定められているにも関わらず！！

一方で3月17日、札幌地方裁判所の武部知子裁判長は、日本で初めて「同性婚ができないのは憲法14条が保障する『法の下での平等に反し、違憲』」という画期的で、でも当然の判決によって少数者を守る役割を果たし、司法の良識を貫きました。

長野地方裁判所（真辺朋子裁判長）には、これまで証人尋問も原告本人尋問も認めて頂き、丁寧な審理をして頂きました。だからこそ、長野地方裁判所が「憲法に違反しているか、していないか」という重要な判断から逃げず、「安保法制違憲判決」を出してくれるよう求める署名にご協力をお願いします。

違憲訴訟の判決は6月25日（金）

## 信州安保法制違憲訴訟の会

〒380-0838 長野市県町532-3 長野県労働会館  
電話 026-234-2116 FAX 026-234-0641  
Email vi4h-kt@asahi-net.or.jp  
インターネット署名URL <https://www.change.org/anpohousei-iken>

# 私たちは裁判所に安保法制違憲判断を求めます

憲法9条は、「戦争を放棄」し「徹底した平和主義」を掲げ、戦後日本を「戦争をしない国」とし、戦争の恐怖、不安から日本人を守ってきました。私たちは、憲法9条の平和主義の下で平和的生存権、人格権が保障されてきた日本や日本人を誇りに思ってきました。

ところが、安倍政権は、2015年の国会で、「集団的自衛権」等を認める安保法制を制定しました。この安保法制は、日本が攻撃されていないのにアメリカ等の国が攻撃された時、日本がアメリカ軍等を支援し、共に戦争をする「戦争法」です。この安保法制は、憲法9条の「戦争放棄」・「平和主義」を根底から破壊した明白に憲法違反の法制です。

この安保法制定時、多くの憲法学者、元最高裁長官、元内閣法制局長官らの法律家が違憲だと意見を述べました。また、国民の間でも「憲法9条違反だ!」「平和的生存権が侵害される!」「主権者である国民の憲法改正権の侵害だ!」との強い反対意見がありました。しかし、安倍政権はこれら多数の法律家や国民の反対を押し切り、「強行採決」を繰り返し、安保法制を強引に成立させました。この安保法制により、自衛隊は、これまでの「専守防衛」の大原則から禁止されていた「攻撃型軍備・兵器」である「空母」や「長距離弾道ミサイル」を保有することになりました。そして、自衛隊と米軍の一体化が進行し、自衛隊と米軍は頻繁に共同訓練を繰り返し「戦争の準備」をしています。

安保法制は、日本を「戦争をしない国」から「戦争をする国」に大きく変えました。

私たちは、日本の裁判所は、三権分立の下で司法の独立や裁判官の身分が保障され、裁判所は憲法の番人、憲法秩序の最後の砦であると考えています。私たちは、貴裁判所が、これまで丁寧な審理をされてきたことに敬意を持っています。そして、私たちは、貴裁判所が極めて明白な違憲立法である安保法制について、明確な「違憲判断」を下されるよう強く求めます!

長野地方裁判所 民事部 御中

信州安保法制違憲訴訟の会 代表 又坂常人

事務局 〒380-0838 長野市県町532-3 長野県労働会館  
電話 026-234-2116  
FAX 026-234-0641  
Email vi4h-kt@asahi-net.or.jp

## ※ 全て自署でお願いします

氏名	住所（市町村だけで結構です）
	市・町・村

※この署名は裁判所に提出する以外の目的では使用しません。  
※インターネット署名も実施中ですが、重複しないようお願いします。